

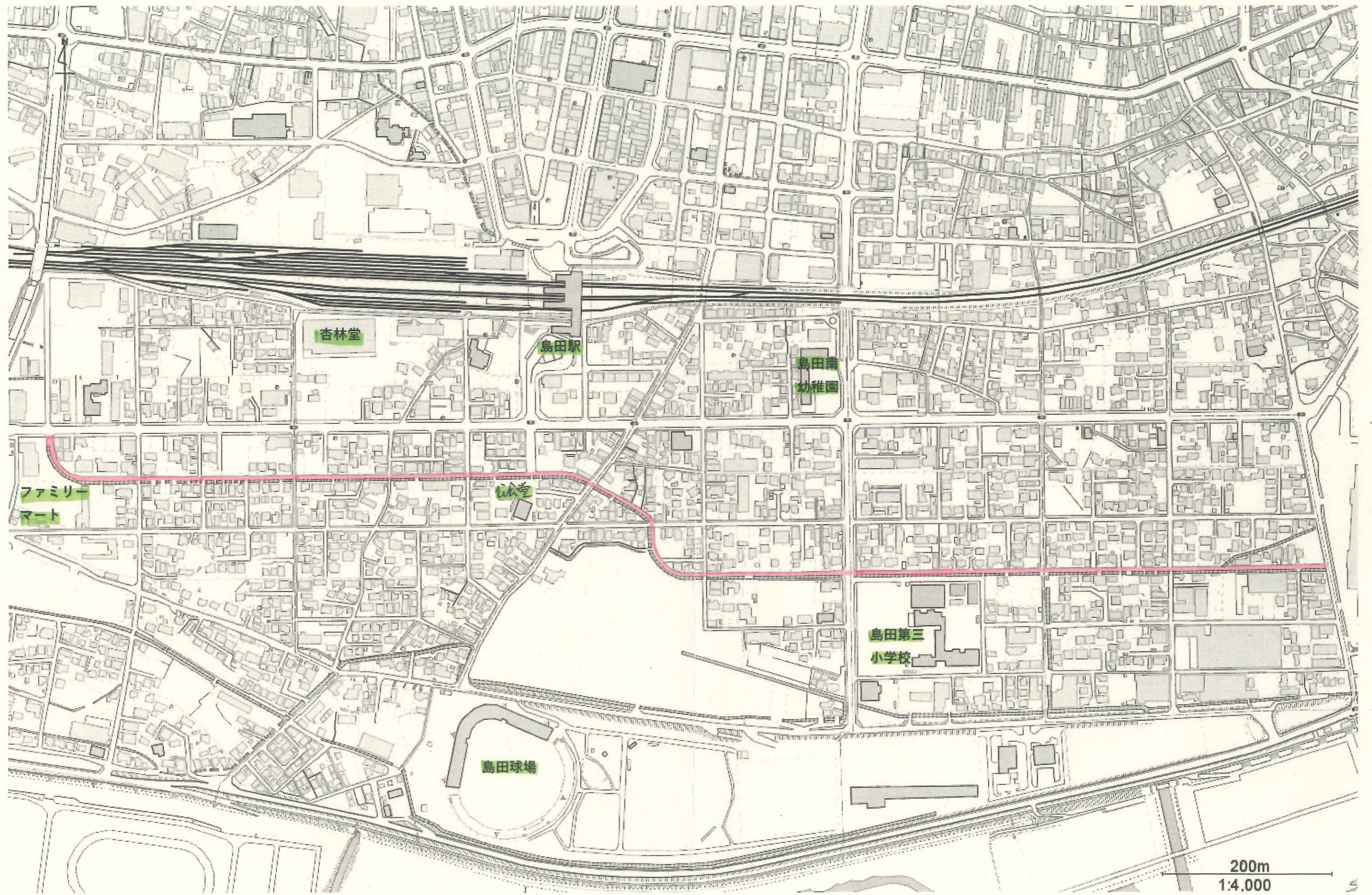
車両通行禁止の場所を通行する際には、**許可証（通行許可証）**が
必要です！！



- ・学校周辺の道路は「スクールゾーン」として、通学時間帯（午前7時～午前8時土日祝日を除く）歩行者専用道路（自転車は除く）です。
- ・通行禁止区域内に自宅がある等やむを得ない理由がある場合、島田警察署に許可証の申請をしてください。
- ・許可証を保有していても、歩行者に十分注意し、速度を落として安全運転をしてください。

質問は島田警察署 交通課 規制係までお願いします。
0547-37-0110（内線435、436）





杏林堂

島田駅

島田南
幼稚園

ファミリー
マート

島田

島田第三
小学校

島田球場

200m
1:4,000